

人権チェックリスト



令和元年

6月号

子供への虐待（子供からのサイン）について

子供への虐待とは？

子供への虐待には、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトの4つの行為があり、それぞれ単独で発生することもあります、重複して発生することもあります。

◎身体的虐待

殴る、蹴る、お風呂に沈める、戸外に放置するなどの暴行を指し、外傷などにより、周囲からわかりやすく、顕在化しやすいですが、洋服で見えない部分にだけ暴行を加えることもあります。

◎性的虐待

子供への性交や、性的な行為の強要・教唆、ポルノグラフィの被写体にする、ポルノビデオを見せるなどがあり、本人が告白するか、周りが気づかないとなかなか顕在化しません。

◎心理的虐待

大声や脅しなどで恐怖に陥れる、無視や拒否的な態度をとる、児童が同居する家庭でのDVなど、子供の心を傷つけてしまうような虐待のことを指します。

◎ネグレクト

保護者が子供を家に残して外出する、食事を与えない、病気になっても病院に連れて行かないなどがあります。

子供へのしつけに際して、親権者による体罰を禁止すること等を柱とした「児童虐待防止法」が改正され、令和2年4月から施行されることになりました。

チェック

子供への虐待については、早期発見・早期対応が重要です。しかし、子供自身、虐待を受けていても「自分が悪いからだ」と相談をためらっている場合もあります。

子供に不自然な傷や打撲のあとがある、衣類やからだがかいつも汚れている、表情が乏しく活気がない、夜遅くまで一人で家の外にいることなどが子供からのサインと考えられます。虐待ではないかと思ったら、迷わず下記の相談窓口にご相談してください。

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189（お近くの児童相談所につながります）
県子ども・女性・障害者相談センター（中央児童相談所）
☎073-445-5312
県紀南児童相談所 ☎0739-22-1588
県紀南児童相談所新宮分室 ☎0735-21-9634
各市町村児童福祉担当窓口（各市町村役場でお問い合わせください）

内容についてのお問い合わせは
和歌山県人権施策推進課まで ☎073-441-2566

